

平成30年4月1日から

違反対象物の公表制度が始まります。

糸島市消防本部

1. 違反対象物の公表制度とは

建物の利用者自らがその危険性に関する情報を入手し、建物を利用する際の選択・判断ができるよう、消防機関が立入検査で重大な消防法令違反を確認した場合、その違反内容等をホームページで公表する制度です。

2. 公表の対象となる建物は

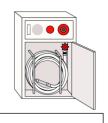
飲食店、百貨店、ホテルなど不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設などの一人で避難することが困難な方が利用する建物(特定用途防火対象物:<u>公表対象となる建</u>物は消防法施行令別表第一をご覧ください。)です。







- 3. 公表の対象となる違反は 消防用設備等の未設置
 - ・屋内消火栓設備の未設置
 - ・スプリンクラー設備の未設置
 - ・自動火災報知設備の未設置







スプリンクラー設備



自動火災報知設備

4. 公表の手続き及び公表の方法は

立入検査の結果通知した日から30日を経過しても、なお、公表の対象となる消防法令違 反の是正が認められない場合、市ホームページに建物の名称、所在地、違反内容を掲載します。

建物関係者のみなさまへ

建物の用途を変更する場合や、建物の増改築(隣接建物との接続を含む)を行う場合は、新たに消防 用設備等が必要になることがあります。

また、法令改正で新たに消防用設備等が該当する場合、経過措置期間(猶予期間)を経過すると消防 法令違反になりますのでご注意願います。